

平成 2 1 年第 3 回更別村議会定例会会議録（1 日目）

平成21年9月10日

平成 21 年第 3 回更別村議会定例会が更別村役場に招集された。

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 吉本 正美
書記 佐藤 ちはる

		議 事
議 長		ただいまの出席議員は 7 名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成 21 年第 3 回更別村議会定例会を開会いたします。 (10 時 00 分)
議 長		村長より招集の挨拶があります。
村 長		岡出村長
議 長		本日ここに、平成 21 年第 3 回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。
議 長		平成 21 年度の村づくりも後半へと進んでまいりますが、議会をはじめ、村民の皆様のご協力をいただき、紆余曲折の中にも順調に進めさせていただいているところでございます。
議 長		一方、今年の異常気象は、本格的な収穫期を迎えても、なお続き、農作物の影響はもとより、収穫作業等への影響が心配されているところであります。これらを注視してまいるものであります。
議 長		また先の衆議院総選挙において、国民の意思により政権交代となるところでありますが、私どもは、こうした結果も十分踏まえて、行政の推進をはからなければなりませんし、今後の国の政策、情勢等をしっかり把握し、村民生活に支障のないように推進してまいりたいと思っているところでございます。
議 長		今定例会におきましては、平成 20 年度の各会計決算の認定 7 件、動産の買入案件 4 件、教育委員人事案件 1 件、道路認定承諾案件 1 件、条例の改正等、組合加入等の規約変更案件、合わせて 8 件、各会計補正予算 5 件をご提案申し上げ、審議をお願いすることといたしているところでございます。
議 長		よろしくお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。
議 長		村長の挨拶が終わりました。
議 長		ただちに本日の会議を開きます。 (10 時 02 分)

議	長	本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
議	長	日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において 7 番本多さん、1 番赤津さんを指名いたします。
議	長	日程第 2、議会運営委員長報告を行います。 先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。
議会運営委員長		堂場議会運営委員長 議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。 さきに、第 3 回村議会定例会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ 9 月 2 日午前 9 時 00 分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。 その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日から 9 月 18 日までの 9 日間とし、会期日程については、お手元に配付したとおりといたしました。 以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
議	長	委員長の報告が終わりました。
議	長	なお、ただ今の委員長報告に対する質疑は省略いたします。 日程第 3、会期決定の件を議題とします。 おはかりいたします。 本定例会の会期は、本日より 18 日までの 9 日間といたしたいと思っております。 これにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって、会期は 9 日間と決定しました。 日程第 4、諸般の報告をいたします。 諸般の報告は、印刷してお手もとに配布しておきましたから、ご了承願います。 次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。
産業文教常任委員長		松橋産業文教常任委員長 （産業文教常任委員会所管事務調査報告書に基づき報告を行った。）
議	長	これで常任委員会の報告を終わります。
議	長	日程第 5、一般行政報告を行います。 一般行政報告は文書で配布されております。 なお、口頭で補足説明を求められておりますので発言を許します。 岡出村長

村 長

それでは、口頭にて補足説明をさせていただきます。

1点目の平成20年度更別村のバランスシートでございますが、別紙1をご覧くださいと思います。

更別村のバランスシートについてでございますが、1の作成基準等、2の構成内容、次のページの3のバランスシートに係る留意事項、これらにつきましては、昨年と同様の内容になってございますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、バランスシート、平成21年3月31日現在のものでございますが、借方、資産の部でございます。1の有形固定資産の合計が13,024,276千円、2の投資等、この合計が2,376,994千円、3の流動資産、この合計が1,803,581千円、資産合計が17,204,851千円となっております。

下段の の利子補給等に係るものにつきましては、4,574千円となっております。

次のページのバランスシート財務分析指標値につきましては、それぞれご参照賜りたいと存じます。

次に住民一人あたりのバランスシートにつきましては、資産の部、1有形固定資産につきましては、一人あたり3,734,024円、2の投資等でございますが、投資の合計で申し上げますと、一人あたり681,478円、3の流動資産、(2)の未収金が323,000,000円ありまして、住民一人あたり92,615円となっております。流動資産の合計が一人あたり517,082円、従って資産合計では4,932,583円となっております。

負債の部、1固定負債、地方債でございますが、1,110,018円となっております。固定負債の合計では、1,328,326円、2の流動負債につきましては、一人あたり合計で1,495,670円、正味資産の部、正味資産合計が1人当り3,436,914円、負債・正味資産合計で4,932,583円となっているものであります。

その下の平成20年度更別村の有形固定資産行政目的別割合につきましては、お目通しを願うものであります。

次に2番目の平成21年度建設工事進捗状況につきましては、別紙2に資料を提出してございますので、お目通しを願うものであります。

次の農作物生育状況について、これは別紙3をご覧くださいと思います。

9月1日現在の農作物生育状況調査報告書でございますが、ご覧のように遅れが目立つところでございます。夏場後半から秋口にかけても雨の日が続いておりまして、作物の回復が出来ない状況のまま収穫期を迎えるという状況にあります。結果、減収は避けられない情勢になっているところであります。JAと連携をいたしまして、影響度の把握に努めてまいりますのでございます。

次に 4 番目の新型インフルエンザ対策につきましても資料を提出してございますが、国の対応、道の対応と、それぞれ記載をさせていただいております。(3)の村の対応でございますが、近隣町の発

生を受けて7月7日、7月13日と、それぞれ記載のとおり対応しているところであります。8月17日には第5回の対策本部を開いて国の運用指針改定を踏まえた道の医療体制の調整に伴う対応について検討してございまして、8月21日から国保診療所で外来受診の受付を開始したところでございます。これに合わせまして新型インフルエンザへの対応が変わりますということをチラシでそれぞれ周知をしたところでございます。また8月24日には更別農業高校で2件目のA型陽性患者が発生いたしまして8月25日から8月31日まで更別農業高校が臨時休校の措置をとったということであります。これに合わせましてチラシ等を配布し、それぞれ注意を呼びかけたところであります。現在、重点的には保育所、幼稚園、小・中学校の予防対策に努めているところでございますけれども、状況といたしましては、全国的に感染拡大の傾向にあるわけでありまして、これらの情勢を受けて特に感染によりまして重症化するおそれのある者についての対応が急がれているということでもありますので、これらの対応をしてまいりたいと考えているところであります。

5番目の十勝モーターパーク株式会社の破産手続の開始についてでございます。これにつきましては、資料5で破産手続開始通知書を添付してございますが、この十勝モーターパーク株にかかる固定資産税の滞納問題につきましては、長期にして多額なために村民感情からも一刻の猶予も許されないと判断いたしまして、私は就任以来、強い姿勢で、この十勝モーターパークに早期解決を求めてまいったところでございます。十勝モーターパーク株式会社といたしましては、その困難な経営状況から平成21年3月11日の同取締役会にて自主再建等が困難として会社整理方針を固めて発表したところであります。続く3月31日の同社株式会社株主総会におきまして、会社存続を断念し、整理するということが承認をされまして、整理の方法につきましては役員一任を取り付けまして会社の整理方法が固まり次第、臨時の株主総会を開催し、整理方法を決定するとされていたわけであります。こうした状況から単なる自己破産となる場合には、地域に及ぼす影響も大きいといたしまして、会社の整理にあたりましては、地域や雇用に配慮するように基本的な事項について、村として5月27日に十勝モーターパークに申し入れをしていたところであります。その後、当方からの問い合わせに対しましては、十勝モーターパーク依頼の弁護士に一任をしているということのみでありまして、その後の推移については不明であったわけでありまして、整理方法については固まり次第、臨時株主総会にて示されると思っておりました矢先、突然、8月31日に自己破産の手続きが釧路地方裁判所帯広支部にてなされたということでもあります。急な展開であったところでありますけれども、長年の大きな課題であり、かつ困難なこの問題の解決には、やむを得ないものと判断をいたしまして、管財人に委ねるしかないと思っているところであります。

ます。

管財人によりまして、現在サーキット施設にて営業いたしております運営会社、インターランドの施設使用につきましては9月13日から11月15日までの営業継続が認められたとのこととございまして、今シーズンの営業については一区切りがつくのではないかと考えているところであります。また、通知書にありますとおり、今年の12月3日に財産状況報告集会在帯広支部にて開催と通知がなされているところでございますので、出席を予定しているものであります。いずれにいたしましても、この施設が引き続き活用されることを切に願っているものであり、村としても可能な協力をしていかなければならないと考えているところでございます。

本件に関し、必要に応じまして、議会には報告とご相談をさせていただきたく思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

以上、報告とさせていただきます。

議 長

これで村長からの一般行政報告を終わります。

ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います。

議 長

日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は文書で配布されております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行ないます。

議 長

この際、関連がありますので、日程第7、認定第1号、平成20年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、日程第13、認定第7号、平成20年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

認定第1号、平成20年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第7号、平成20年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件まで一括、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見を添えまして、提案し、認定をお願いするものであります。

また資料といたしまして、各会計決算資料、自治法の各条項に基づいて各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要、基金管理運用状況調、更に南十勝消防事務組合会計決算の資料の提出をいたしているところでございます。

平成20年度は新たな第5期更別村総合計画に基づく村づくりの初年ということでありまして、新総合計画に基づいての村づくりが始まり、念願のコムニの里さらべつのオープンと順調な推移であったわけですが、年度途中において突然、アメリカ発の金融混乱によって一瞬にして世界同時不況に陥り、このため日本経済の再生を目指した

国の緊急経済対策と連動して定額給付事業、地域活性化・生活対策臨時交付金事業等を活用して後年次事業の緊急の前倒し等、緊急対策を講じてまいったところでございます。

各会計の決算状況につきましては、更別村各会計歳入歳出決算書でお示しをしておりますけれども、資料として提出の各会計決算資料の中に各会計別決算状況を一覧にまとめたものがございますので、これにて説明をさせていただきたいと存じます。

この1ページをご覧くださいと存じます。

各会計別決算状況でございます。

一般会計、歳入、予算総額4,075,169千円、調定額4,091,677千円、収入済額3,768,636千円、不納欠損額25千円、収入未済額323,016千円、予算に対する調定割合100.4%、予算に対する収入割合92.5%、調定に対する収入割合92.1%、歳出、予算総額4,075,169千円、支出済額3,654,891千円、翌年度繰越分351,688千円、不用額68,590千円、予算に対する支出済割合89.7%、歳入歳出差引額113,745千円、翌年度に繰越すべき財源14,636千円、実質収支99,109千円、実繰越分49,109千円、翌年度決算剰余積立金50,000千円となっているところでございます。

続いて、更別村国民健康保険特別会計、事業勘定、歳入、予算総額497,735千円、調定額491,946千円、収入済額483,264千円、収入未済額8,682千円、予算に対する調定割合98.8%、予算に対する収入割合97.1%、調定に対する収入割合98.2%、歳出、予算総額497,735千円、支出済額470,606千円、不用額27,129千円、予算に対する支出済割合94.5%、歳入歳出差引額12,658千円、実質収支12,658千円、実繰越分3,658千円、翌年度決算剰余積立金9,000千円となっているところでございます。

診療施設勘定、歳入、予算総額370,826千円、調定額368,170千円、収入済額367,861千円、収入未済額309千円、予算に対する調定割合であります99.3%、予算に対する収入割合99.2%、調定に対する収入割合99.9%、歳出、予算総額370,826千円、支出済額367,758千円、不用額3,068千円、予算に対する支出済割合99.2%、歳入歳出差引額103千円、実質収支、実繰越分につきましても同額となっております。

続いて、更別村老人保健医療事業特別会計、歳入であります、予算総額28,251千円、調定額27,421千円、収入済額26,153千円、収入未済額1,268千円、予算に対する調定割合であります97.1%、予算に対する収入割合92.6%、調定に対する収入割合95.4%、歳出、予算総額28,251千円、支出済額26,069千円、不用額2,182千円、予算に対する支出済割合92.3%、歳入歳出差引額84千円、実質収支、実繰越分につきましても同額となっております。

続いて、更別村後期高齢者医療事業特別会計、歳入であります、予算総額36,294千円、調定額32,337千円、収入済額32,337千円、予

算に対する調定割合89.1%、予算に対する収入割合も同率でございます。調定に対する収入割合100.0%でございます。歳出、予算総額36,294千円、支出済額32,317千円、不用額3,977千円、予算に対する支出済割合89.0%、歳入歳出差引額20千円、実質収支、実繰越分につきましても同額となっております。

続いて、更別村介護保険事業特別会計、事業勘定、歳入、予算総額257,896千円、調定額250,938千円、収入済額250,711千円、不納欠損額51千円、収入未済額176千円、予算に対する調定割合97.3%、予算に対する収入割合97.2%、調定に対する収入割合99.9%でございます。歳出、予算総額257,896千円、支出済額245,030千円、不用額12,866千円、予算に対する支出済割合95.0%、歳入歳出差引額5,681千円、実質収支、実繰越分につきましても同額となっております。

サービス事業勘定、歳入、予算総額1,213千円、調定額1,104千円、収入済額1,104千円、予算に対する調定割合91.0%、予算に対する収入割合91.0%、調定に対する収入割合100.0%でございます。歳出、予算総額1,213千円、支出済額1,104千円、不用額109千円、予算に対する支出済割合91.0%、歳入歳出差引額0円でございます。

続いて、更別村簡易水道事業特別会計、歳入、予算総額49,066千円、調定額49,121千円、収入済額48,791千円、収入未済額330千円、予算に対する調定割合100.1%、予算に対する収入割合99.4%、調定に対する収入割合99.3%でございます。歳出、予算総額49,066千円、支出済額48,728千円、不用額338千円、予算に対する支出済割合99.3%、歳入歳出差引額63千円、実質収支、実繰越分につきましても同額となっております。

続いて、更別村公共下水道事業特別会計、歳入、予算総額199,836千円、調定額198,138千円、収入済額197,577千円、収入未済額561千円、予算に対する調定割合99.2%、予算に対する収入割合98.9%、調定に対する収入割合99.7%でございます。歳出、予算総額199,836千円、支出済額197,533千円、不用額2,303千円、予算に対する支出済割合98.8%、歳入歳出差引額44千円、実質収支、実繰越分につきましても同額となっております。

なお、計の数値につきましては、ご参照いただきたいと存じます。各会計の決算につきまして、主な点のみを説明させていただきます。

一般会計の歳入関係で、資料の17ページをお願い申し上げます。

村税の状況でございますけれども、2の固定資産税、収入未済額が計で316,635千円となっております。その大半が1件の固定資産税の大口滞納によるものであります。その滞納者におきましては、先程、一般行政報告をさせていただきましたけれども、8月31日、自己破産の申し出をし、破産手続開始となっているものでございます。

資料の3ページをお願い申し上げます。

一般会計歳入歳出決算構成表であります、9の地方交付税であり

ますが、頑張る地方応援プロジェクト事業、ニチロ十勝食品の施設整備にかかる固定資産税免除分のカウント等によりまして、前年度比約39,000千円増となったところでございます。

歳出につきましては、各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要の3ページからの建設事業調でお示しをしておりますけれども、リラクタウン関連のコム二の里整備事業、除雪機械の整備、福祉の里温泉の改修、道路橋梁の整備他、冒頭申し上げましたとおり、国の経済緊急対策と連動した各種事業実施に努めてまいったところであります。

詳細についてはご参照いただきたいと存じます。

財政の健全化の面におきましては、過去に学校整備として借り入れをいたしました長期債の繰上償還を行うとともに急激な燃料費等の高騰対策を講じる等、健全財政に努めてまいったわけであります。結果といたしまして、実質公債比率は11.4%と昨年比0.2%の改善が図られております。経常収支比率につきましても85.6%と昨年比0.9%改善を見たところであります。また基金の取崩しを極力回避いたしまして、総体的には逆に積み増しを行うことが出来まして、次年度以降の村づくりに備えることが出来たということであります。なお各会計決算資料の50ページに財政指標等に関する表といたしまして、これらの数値を示しておりますので、これらにつきましてご参照いただきたいと存じます。

以上、一般会計の説明とさせていただきます。

次に更別村国民健康保険特別会計の事業勘定でございます。事業勘定の歳入歳出決算資料といたしまして、各会計資料の35ページから示しておりますけれども、37ページをご覧いただきたいと思います。37ページは国民健康保険事業の状況といたしまして、(2)療養諸費の状況の療養給付費につきましては、前年度対比115,894千円増となっております。年々、医療費の伸びが見られるところでございます。また、この会計につきましては、後期高齢者医療制度の発足によりまして、国保事業勘定から別会計に移行したということでございます。大きな制度の変化の年であったということでございます。

次に診療施設勘定でございますが、まず診療所の体制といたしましては医師等の派遣をいただいていた医療法人の事情によりまして、継続派遣をしていただけるかどうか大変心配されたところでございます。しかしながら、新たに設立をみた北海道家庭医療学センターとの医療提携によりまして、これまでどおり医師及び理学療法士の派遣をいただき、診療所の運営が出来たということであります。診療所の運営状況でございますが、資料の38ページに国民健康保険診療所の運営状況の表が載せてございます。入院の状況でございますけれども、前年度比、約10,000千円程費用が下回っているところであります。この主な原因といたしましては、平成20年8月にコム二の里

の施設がオープンとなり、また10月から介護療養病床の廃止等により入院患者の施設移動がありましてこれが減額の要因となっているものでございます。総体的には関係機関のご協力を得まして、診療所の運営が図られたと認めているところでございます。

次に更別村老人保健医療事業特別会計でございます。制度の改正によりまして、後期高齢者医療制度へ移行いたしたために平成20年3月31日をもって終了となった会計でございますが、平成20年3月分の医療費の支払い、その他、残務会計処理を行うため、当面、残された会計であります。こうした医療給付費の支払いが主でございまして、これにつきましては、特に説明を加えることはございません。

次に更別村後期高齢者医療事業特別会計でございます。先程、国保会計でも若干触れましたけれども、新制度による平成20年度から始まった新たな会計でございます。制度発足後も制度や取扱いの一部変更等、その対応に追われたところでございますけれども、本制度のルールに基づき執行したということでありまして、決算内容につきましては、資料の40ページ、決算構成表により内容を示してございますので、ご参照いただきたいと思います。

次に更別村介護保険事業特別会計でございます。事業勘定は資料の41ページから42ページ、サービス事業勘定につきましては、資料の43ページに決算の構成表と事業の状況をお示ししてございます。平成20年8月にコムニの里のオープンによりまして、在宅サービス、施設サービスの充実が図られた半面、保険給付費におきまして約12,900千円、6.1%増となったところでございます。サービス事業勘定は特に説明がございませんので、お目通しを願うものであります。

次に簡易水道事業特別会計でございます。年間を通じまして事故等もなく安定した給水が出来たところであります。3年計画で進めてまいりましたリラクタウン事業の完成の他、特に説明を加えるものはございませんので資料の44、45ページに決算構成表及び簡易水道事業の状況を示してございますので、ご参照いただきたいと思います。

次に公共下水道事業特別会計でございます。簡易水道事業と同様でございますが、この事業につきましては、各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要をご覧いただきたく存じますが、本会計の決算構成表、公共下水道事業の状況、農業集落排水事業の状況、個別排水処理事業の状況等につきましては、資料の46ページから49ページにかけてお示しをしておりますので、お目通しを願うものであります。

次に決算書の財産に関する調書でございますが、土地、山林、建物の状況につきましては、決算書の242ページから244ページ、基金の状況につきましては、245ページから246ページ、247ページからは有価証券、出資による権利、その他備荒資金積立の状況等、それぞれお示しをしております。これにつきましてもお目通しを願うものであ

		ります。 以上、ご説明とさせていただきます。 ご承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。
議	長	説明が終わりましたので、これから認定第 1 号から認定第 7 号に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 質疑はありませんか。
6番松橋議員		議長、動議。
議	長	6番 松橋さん
6番松橋議員		ただいま議題となっております認定第 1 号、平成 20 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第 7 号、平成 20 年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までは、なお慎重なる審査の必要が認められますので、本議会に議長及び議会選出の監査委員を除く、5 名の委員をもって構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、会期中に審査されますよう動議を提出いたします。 各位のご賛同をお願い致します。 (原案賛成の声あり)
議	長	ただいま、6 番松橋さんから特別委員会設置の動議が提出され、所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。 したがって本動議をただちに議題として採決いたします。 おはかりいたします。 本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、決算審査特別委員会の設置の動議は可決されました。 おはかりいたします。 認定第 1 号、平成 20 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第 7 号、平成 20 年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までは、地方自治法第 110 条第 1 項及び第 3 項並びに委員会条例第 5 条及び第 7 条第 1 項の規定により、議長及び議会選出の監査委員を除く、5 名の委員をもって構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、会期中の審査とすることにいたします。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、認定第 1 号から認定第 7 号までは、議長及び議会選出の監査委員を除く 5 名の委員をもって構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、会期中の審査とすることに決定しました。

議	長	委員長と副委員長が互選されるまで、暫時休憩いたします。 (1 0 時 5 5 分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (1 1 時 1 5 分) 次に「決算審査特別委員会」において、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果の報告書が議長に提出されていますので報告します。 委員長に 2 番高橋さん、副委員長に 3 番菊地さん。 以上のとおり互選された旨の報告がありましたので報告済といたします。
議	長	日程第14、議案第47号、更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 岡出村長
村	長	議案第47号、更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件でございます。 更別村教育委員会委員に次の者を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 同意を求めたい方は、更別村字更南1線25番地6、佐藤正範さん、昭和38年5月20日生まれ、46歳でございます。 補足をさせていただきますが、この度、9月30日付けをもって3期12年の任期を迎えます片桐宣雄教育委員から後進に道を譲りたいと固い申し出がございました。これを受けさせていただき、後任の委員の検討をいたしたところでございますが、現員の構成上、小中学生を持つ保護者の方を選任いたしたいということでございます。小学生児童と中学生生徒の保護者であり、村体育連盟理事、更別幼稚園 P T A 会長等を務められました佐藤正範さんを地域的なバランス等も考慮して選考させていただくものでございます。 よろしく願いを申し上げる次第でございます。 また、この場をお借りいたしまして、お礼を申し上げさせていただきますが、片桐宣雄教育委員におかれましては、3期12年、委員を務めていただき、また内6年間にわたり教育委員長という重責を担っていただきました。この間、情報教育、食育教育、学力向上やスポーツの振興、またいじめ対策や幼稚園の改築、更には更別農業高校の存続と早期改築に力を注がれまして、本村の教育推進と発展に多大な貢献をいただいたところでございます。その長年のご尽力に心からお礼を申し上げる次第でございます。今後におきましても大所高所から村教育の発展にご尽力を賜りますようお願い申し上げますところでございます。誠に粗辞ではございますが、お礼とさせていただきます。 以上、提案説明とさせていただきます。 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
議	長	

議	長	質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり) これで質疑を終わります。 本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。 おはかりいたします。 ただいま議題となっております議案第47号、更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 したがって議案第47号、更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。
議	長	日程第 15、議案第 48 号、ときめき夢大地さらべつ推進委員会条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
村	長	岡出村長 議案第 48 号、ときめき夢大地さらべつ推進委員会条例の一部を改正する条例制定の件でございます。 ときめき夢大地さらべつ推進委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。 理由といたしまして、第 5 期更別村総合計画のテーマに沿った推進委員会の名称に変更するとともに、委員数及び委嘱時期の変更を行い、総合計画の円滑な進行管理を目指すものでございます。 次のページは改正条例本文でございますが、資料を提出してございます。この資料に基づき説明をさせていただきます。 資料の 1 ページをお願い申し上げます。 ときめき夢大地さらべつ推進委員会条例の一部を改正する条例(案) の新旧対照表でございます。 まず条例名の変更でございますが、ときめき夢大地さらべつ推進委員会条例とございますのは、ときめきを除きまして、夢大地さらべつ推進委員会条例とするものであります。現行条例の題名につきましては、第 4 期総合計画のテーマから名付けたものでございまして、先程の説明のとおり、第 5 期総合計画のテーマとマッチする題名に改めるものでございます。 設置、第 1 条でございますが、第 1 条の中にも表題が載っておりますので、これを改めるということでございます。 組織でございますが、第 3 条、これまでの委員の数 20 人以内を 15 人以内に改めるものでございまして、その内訳は公益代表の 5 人を 4 人以内、学識経験者 10 人以内を 7 人以内、公募による委員を 5 人以内から 4 人以内に改正をするということでございまして、現状から判断し、委員数を改めたいということでございます。 附則といたしまして、1、この条例は平成 21 年 12 月 1 日から施行

する。2 といたしまして、この条例による改正後の夢大地さらべつ推進委員会条例第 3 条第 2 項の規定に基づき、最初に任命される委員の任期は、同条例第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 23 年 5 月 31 日までとするということでございまして、今年の 12 月に選ばれた委員につきましては、特例で平成 23 年 5 月 31 日までの任期となるものでございます。

これに関しましては、今回の第 5 期の総合計画の管理上、いわゆる P D C A、P はプラン、予算編成でございます。D はドゥで事業実施、C はチェックの評価、A はアクション、改善、このサイクルに基づきまして、適正な管理をしてみたいと思っておりますけれども、委員の任期が 11 月の末、そして始まりが 12 月 1 日と現行条例がなっているために、このサイクルに合わせた任期にしていけることが円滑な委員活動になるのではないかとということでありまして、これに合わせた任期としていくものでございます。

こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

ご審議いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。
これから議案第 48 号、ときめき夢大地さらべつ推進委員会条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 16、議案第 49 号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長 議案第 49 号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

理由といたしまして、農地法等の一部改正をする法律の公布に伴

い、関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。

次のページは改正条例の本文でございますが、これにつきましても資料を提出してございますので、資料に基づき説明をさせていただきます。

資料の 2 ページをお願い申し上げます。

更別村税条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

2 ページの下段にアンダーラインを引いたところがございまして、同項第 2 号とありますものを同項第 1 号に改めるということでありまして。この同項第 2 号というものは、4 ページをお開き願いたいと思いますが、ここにその内容を示してございます。中程に改正の内容としてございますが、埋立地等を使用する者をもって所有者とみなす規定について、農地法の改正に伴う土地改良法第 87 条の 2 の改正による適用号の繰上げを行うということでありまして、適用号の同項第 2 号を同項第 1 号に改めるということから、この条文を整備するものであります。

附則といたしまして、この条例は農地法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するということでありまして、これにつきましても 4 ページに適用年月日のことについてお示しをしているところでございますので、ご参照賜りたいと存じます。

更別村には適用する所がないと思ってございます。

ご審議賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

（ありませんの声あり）

議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

（原案賛成の声あり）

議 長 これで討論を終わります。
これから議案第 49 号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 17、議案第 50 号、更別村憩の家設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

岡出村長

議案第 50 号、更別村憩の家設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村憩の家設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

理由といたしまして、更別村憩の家の改築に伴い、使用料等審議会の答申もいただき、新たな使用料の設定と関連する条文の整理を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。

次のページは改正条例の本文でございますが、これにつきましても資料を提出してございますので、資料に基づき説明をさせていただきます。

資料の 5 ページをお願い申し上げます。

更別村憩の家設置条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

まず条例名の変更でございます。更別村憩の家設置条例とありますものを更別村憩の家設置及び管理に関する条例、管理を加えるということでございます。

第 2 条の設置でございますが、この憩の家は、村民の福祉の増進に寄与するため設置するというものを、この憩の家は、地域住民の交流を促進し、地域福祉の増進に寄与するため設置すると、条文の整理を行うものであります。

第 3 条では、憩の家の位置でございますが、現在、憩の家が建っている場所が 90 番地の 3 となっておりますが、改築後の番地は 90 番地の 2 でございますので、この条文を整備するということであり

ます。

第 6 条につきましては、第 5 条を前条に改め、これは条文の整備でございます。

6 ページをお願い申し上げます。

これは使用料の変更でございます。改築によりまして面積がほぼ倍に増えるということになります。これによりまして、公共施設の使用にかかる共通使用料の基準をもとにして算定し直したものが改正後の使用料となるものでございます。この中で、厨房の面積につきましては、上更別福祉館、福祉センターもそうありますが、厨房の使用に関しましては、使用料をいただいていないということでありますので、今回も厨房の使用料についてはカウントしていないものでございます。今回は大きな建物となりますために、全館と半館、おおよそ 200 人以下の利用の場合は半面を使用していただくということであります。少ない人数で利用する場合、料金が重くなりますので、こういう措置を取らせていただいたところであります。1 回となっておりますのは、当日の 12 時から翌日の 13 時まで 25 時間分のカウントをしてございます。それを 1 回にしてございます。

附則といたしましては、この条例は平成 21 年 12 月 20 日から施行

		するということにさせていただきます。 当初の考え方は、新年 1 月 1 日からと思っておりましたけれども、やはり完成後すぐに供用してまいりたいということから 12 月 20 日といたしたところでございます。 また、本条例改正に伴いまして、関連する規則の改正案を次のページ以降、示しておりますので、お目通しを願うものであります。 今回の改正によりまして、従来の使用料から全面使用の場合は約 2 倍の使用料がかかってくる、そして半面使用の場合は約 1.6 倍の使用料がかかるわけでありましてけれども、数段に施設が良くなりますので、この辺はご理解をいただけるものと思っておりますのでございます。 ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。
2 番高橋議員		2 番 高橋さん ただ今、村長よりご説明があったわけですがけれども、葬儀に関しては全館使用、半面使用ということで説明がございましたけれども、例えば法事等などで使用させていただけるものなのか、使用する場合は、和室も 3 か所あるのですけれども、広さはちょっと把握していないわけですがけれども、法事では和室等も使わせていただけるものなのか。それとも 200 人以下だと、この半面という形になるのか、はっきりしていないので説明をお願いしたいと思います。
議	長	岡出村長 法事等で小面積を利用したいという方につきましては、和室の使用だけで足りる場合は和室だけということになります。
議	長	議案資料の 20 ページに図面をつけてございますけれども、一般的な法事の場合は和室だけで足りるのではないかと考えているところでありまして、そういう場合は和室だけの使用で結構だと思っております。集会室を使わなくても良い場合は和室だけで良いということになります。
2 番高橋議員		2 番 高橋さん 和室だけ使わせていただけるということで大変ありがたいことです。1 時間 150 円とかですから、法事なら多分 2 時間か 3 時間の話だと思いますけれども、400 円か 500 円ということです。他の施設とも加味したら安いような気がしますが、安いのは結構だと思うのですけれども、ちょっとその辺がどうかと思うので、もう 1 度ご説明お願いいたします。
議	長	岡出村長 統一した単価でやっております。この使用料につきましては実態の経費で割り返しますと、とんでもない額になるわけです。ですから今回の使用料の算定につきましても一般的には葬儀で多く使われ

議長
4 番 堂場議員

るわけでありますけれども、経費的にはその数倍かかるわけです。ですけれども村民の福利の向上ということで、この金額におさえているということで理解して欲しいと思います。なるべく安く使えるようにしていきたいと思っております。

4 番 堂場さん

先程の村長の説明で、全館使用の 1 回の使用、葬儀の場合、12 時から次の日の 13 時という説明だったのですが、この議案資料の第 8 条、憩の家の使用時間は午前 9 時から午後 10 時まで、これと葬儀とは特別扱いという意味で考えて良いのですか。

議長
住民生活課長

上田住民生活課長

今の質問で、資料の 6 ページをご覧いただきたいと思います。

考え方としては、集会室、和室 A、和室 B、和室 C、事務室とありますけれども、これは時間単位で区切っております。従って例えば集会室、要するに葬儀場を 1 時間使った場合は夏でしたら 700 円、冬でしたら 840 円という時間が換算しているということから先程の規則でうたっている使用時間については、9 時から午後 10 時までというようなことで設定させていただいております。ただ、葬儀の場合においては、2 日間にわたって使用されるということで、考え方として当日の 12 時から翌日の 13 時までの 25 時間に前後して多少して前後の時間の差はあるかと思っておりますけれども、この時間帯で設定させていただいているということでございます。

議長
4 番 堂場議員

4 番 堂場さん

ということは、8 条の但し書き、村長の特別の理由がある場合は、それと適用するという理解で良いのですね。はい、わかりました。

議長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議長

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長

これで討論を終わります。

これから議案第 50 号、更別村憩の家設置条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長

日程第 17、議案第 51 号、更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第 51 号、更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定

の件でございます。

更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

理由といたしまして、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の見直しを行うため、この条例を制定しようとするものでございます。

次のページから改正条例の本文でございますが、これにつきましても資料を提出してございますので、資料に基づき説明をさせていただきます。

資料の 21 ページをお願い申し上げます。

更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

第 8 条、出産育児一時金としては 35 万円を支給するとなっております。それを今般、緊急の少子化対策の一環として期間限定で引き上げが行われるということであります。

附則の 2 項の下に表題といたしまして、平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置ということでありまして、3 項を加えるということあります。被保険者又は被保険者であった者が、平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に出産した時に支給する出産育児一時金についての第 8 条の規定の適用については、同条第 1 項中、350,000 円とあるのは、390,000 円とすると 40,000 円の引き上げを行うということであります。

この条例は平成 21 年 10 月 1 日から施行するということでございます。

この出産育児一時金の取扱いに関しましては、従来から抜本的な見直しが必要ということになってございまして、今般、期間を限定して 390,000 円にしていくということでございます。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

（ありませんの声あり）

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（原案賛成の声あり）

議長 これで討論を終わります。

これから議案第 51 号、更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって、本案は原案のとおり可決されました。 この際、関連がありますので、日程第 19、議案第 52 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の件から、日程第 22、議案第 55 号、北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少の件までの 4 件を一括議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長
村	長	議案第 52 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の件でございます。 地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を別紙のとおり変更するものでございます。 理由といたしまして、本年 10 月 5 日に湧別町と上湧別町の合併がなされるということでありまして、新自治体といたしまして、湧別町となることになってございます。こういう合併に伴いまして、両湧別町の学校給食組合の解散をするということでありまして、そうしたことから北海道町村議会議員公務災害補償等組合から規約の一部変更について協議の申し出があったことから、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。 次のページが一部を改正する規約でございますが、加盟町村を示した別表というのがあるわけですが、別表第 1 中、「紋別郡上湧別町」及び「紋別郡湧別町」を削り、「紋別郡雄武町」の次に「紋別郡湧別町」を加え、「両湧別町学校給食組合」を削るということでございます。 これにつきましては、資料の 22 ページに新旧対照表を提出してございますので、これにつきましてはご参照賜りたいと思います。 次に議案第 53 号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更の件でございます。 地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更するものでございます。 理由といたしましては、議案第 52 号と同様の理由でございます。 次のページが改正する規約でございますが、内容的には議案第 52 号と同じでございますので、説明を省略させていただきます。 これにつきましても、資料の 23 ページに新旧対照表を提出してございますのでご参照賜りたいと思います。 次に議案第 54 号、北海道市町村総合事務組合規約の変更の件でございます。 地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更するものでございます。 理由といたしましては、議案第 52 号と同様の理由でございます。 次のページが改正する規約でございますが、内容的には議案第 52 号と同じでございますので、説明を省略させていただきます。

これにつきましても、資料の 24 ページに新旧対照表を提出してご
ざいますのでご参照賜りたいと思います。

次に議案第 55 号、北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方
公共団体の数の減少の件でございます。

地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により、北海道後期高齢者
医療広域連合を組織する地方公共団体から、次のとおり地方公共団
体を脱退及び加入させるものとなっておりまして、紋別郡上湧別
町及び同郡湧別町を脱退させ、同郡湧別町を加入させるということ
であります。

理由といたしましては、議案第 52 号と同様の理由でございます。

議案第 52 号から 55 号までの提案説明とさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、これから議案第 52 号から議案第 55 号
までの 4 件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第 52 号から議案第 55 号までの 4 件に対する討論を
行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これから議案第 52 号から議案第 55 号までの 4 件を一括して採決
いたします。

議案第 52 号から議案第 55 号までの 4 件は、原案のとおり決定す
ることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 52 号から議案第 55 号までの 4 件は原案のと
おり可決されました。

議 長 昼食のため、暫時休憩いたします。(1 1 時 5 5 分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。(1 3 時 3 0 分)

議 長 日程第 23、議案第 56 号、更別村行政区域内における中札内村道路
線認定承諾の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長 議案第 56 号、更別村行政区域内における中札内村道路線認定承諾
の件でございます。

中札内村が更別行政区域内を村道路線として認定することについ
て、道路法第 8 条第 3 項の規定に基づき承認するものでございます。

1、路線名、認定区間及び延長、路線名は中札内栄・元札内東 6

線道路、起点、中札内村栄東6線386番地1地先となっております。終点は、中札内村元札内4線400番地1地先、延長といたしましては4,260mとなっております。

これにつきましては、資料を提出してございます。

資料の26ページをお開き願いたいと思いますが、赤で示した所でございまして、国道236号線から広域横断線地先までとなっております。

2の経費の負担につきましては、道路の維持、補修及び管理等経費の全部について当該道路管理者の負担とするということであります。

理由といたしまして、更別村と中札内村との行政界に位置する道路で、中札内村が当村行政区内を村道路線として認定することについて、道路法第8条第4項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

説明を加えますと、帯広・広尾自動車道高規格道路の整備にしまして、本道路上にボックスカルバートの設置が計画されているところであります。この設置にあたりまして、正規に本路線の認定が必要であるということであります。本路線化につきましては、従来から過去の協議によりまして、中札内村が路面整備など維持管理を行っている現状から中札内村の認定路線とするものでございます。

以上提案説明といたします。

よろしくお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これから議案第56号、更別村行政区域内における中札内村道路線認定承諾の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第24、議案第57号、さらべつカントリーパーク管理用備品の買入の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長 議案第57号、さらべつカントリーパーク管理用備品の買入の件で
ございます。

		次のとおり動産を買入するものでございます。
		1、買入の目的、使用不能によるフロントモア購入、2、買入の方法及び時期、指名競争入札による落札、平成21年11月10日までに取得をしたいということであります。3、動産の品名及び数量、フロントモア、シバウラ、MC364/FM60DMJ、1台、4、契約金額、9,019,500円、5、契約の相手方、河西郡更別村字更別南2線92番地、有限会社林自動車整備工場、代表取締役、林 寛氏でございます。
		理由といたしまして、財産の取得について、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。
		これにつきましては、資料を提出してございます。
		資料の27ページをお願い申し上げます。
		ここには、入札の日時、指名業者5社、仕様内容、納入期限、これに関しましては、契約締結の日から平成21年11月10日までとしております。ご参照いただきたいと思います。
		以上提案説明とさせていただきます。
		よろしくお願い申し上げます。
議 長		説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。
2番高橋議員	2 番 高橋さん	この芝刈り機という内容なのですが、結論から言いますと、9,019,500 円はすごく高いイメージがするものですから、その中で、スノーブローアというのも入っているから、そのスノーブローアというのは除雪にアタッチメントとしてつけることによって、9,019,500 円という金額が出てくるのかなという感じはするのですが、その内容についてお願いいたします。
議 長	五十嵐産業課長	
産 業 課 長		資料に書いてございますけれども、フロントモア、トラクターの前にアタッチメントというのと、冬、除雪用にスノーブローア、ロータリーをつけるアタッチメントです。それからキャビンとグレーダをつけております。それからバロネスギャングモアもつけておりますけれども、スノーブローアについては金額的には 100 何十万円のものでございます。
議 長	2 番 高橋さん	
2番高橋議員		芝刈り機だけでやっぱり 800 万円弱という理解でよろしいのですかね。すごく高額なような気がするのですが。
議 長	江本副村長	
副 村 長		資料の 27 ページにも書いてございますけれども、付属品も入れています。付属品の値段が合わせて一括で入札しておりますので、スノーブローアとか、価格の面で、トラクターだけが付属品も入れている値段でございます。その付属品の値段が高いということです。フロントモアシバウラというのが本体で、そこにアタッチメントとして除

議長
2 番高橋議員

雪する場合はスノーブローをつけたり、刈り払い機をつけたり、そういう付属品も含めた値段でございます。

2 番 高橋さん

説明がよくわからないのですけれども、プラムカントリーにもある機械というイメージでいいのですか、芝刈り機自体は。というのは、その価格がいくらかわからないのですけれども。わかれば除雪の分野もスノーブローであるということだから、これで全部指定管理者になっているのですから自分達でやるというのが条件なのか。

議長
産業課長

五十嵐産業課長

前回の補正の時に積算して予算をご決定いただいておりますけれども、大まかな数字で申し訳ありませんが、フロントモア、これは本体についている部分ですけれども、約 350 万円、それからグラスキャッチャ、グラスキャッチをするというのが 120 万円程度、スノーブローというのが 130 万円程度、キャビンが 100 万円ちょっと、グレーダが 25 万円程度、日除けが 6 万円ちょっと、バロネスギャングモアというのが 100 万円ちょっと、トリプルマウントが 20 万円ちょっと、合計がこれ位の額と前回ご承認いただきました予算の額でイメージ的には今、こちらのプラムカントリーで使っている機械と同じような感じでございます。それから芝刈りについては指定管理者にお願いしている。指定管理者の条件としましては、小破というのは自分達でやるということですが、今回これ位の大きなもの、あるいは今 2 台、更別村の備品として芝刈り機があるのですけれども、1 台はもうほとんど駄目になっているものですから、今回購入に至ったということでございます。

スノーブローについては冬場、除雪に使っているという目的でございます。

議長
2 番高橋議員

2 番 高橋さん

スノーブローの 130 万円程度というのは納得するような気はするのですけれども、芝刈り機自体で 770 万円程度というのはすごく高価な感じがする。

議長
議長
議長
産業課長

暫時休憩いたします。(1 3 時 4 5 分)

休憩前に引き続き会議を開きます。(1 3 時 5 0 分)

五十嵐産業課長

フロントモア一式ということですが、フロントモア 350 万円程度と申し上げたのは、トラクター本体についてフロントに芝刈り機がついて、これ 1 つで大体 350 万円、これをベースにしてアタッチメントをそれぞれつけている。これが大体 350 万円で、あとはスノーブローがそれぞれ 100 万円位ずつで消費税を入れまして、7 月の補正でお認めいただいたのは 960 万円だったのですけれども、そのような内容になっています。トラクターについているものでフロントモアという表現でありましたので申し訳ありませんでした。

議長

2 番 高橋さん

2 番高橋議員

説明はわかりました。本体で 350 万円モアつきでということですから、それは理解したいと思います。そしてこれを買うことによって、あそこの除雪は指定管理者にお任せするのですけれども、以前は、あの周辺は誰が除雪していたのかと、奥のキャンプ場まで、この機械で除雪するということが条件なのか。

議 長
産 業 課 長

五十嵐産業課長

現在も指定管理者の方で除雪しております。今、22 馬力のものが 2 台あるのですけれども、それでやっているのですが、その 1 台の方が調子が悪くてエンジンもこれ以上無理だということで 1 台の分でということで、とりあえず購入したところであります。

議 長

他に質疑はありませんか。
(ありませんの声あり)

議 長

これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

議 長

(原案賛成の声あり)
これで討論を終わります。
これから議案第 57 号、さらべつカントリーパーク管理用備品の買入の件を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。

議 長

したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 25、議案第 58 号、更別憩の家備品の買入の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

村 長

岡出村長

議案第 58 号、更別憩の家備品の買入の件でございます。
次のとおり動産を買入するものでございます。
1、買入の目的、更別憩の家改築に伴う備品購入のため、2、買入の方法及び時期、指名競争入札による落札、平成21年12月15日までに取得をしたいということであります。3、動産の品名及び数量、これは別紙のとおりでございます。4、契約金額、8,610,000円、5、契約の相手方、河西郡更別村字更別南1線91番地、株式会社ヤマジョウ、代表取締役、太田智範氏でございます。

理由といたしまして、財産の取得について、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これにつきましては、資料を提出してございます。

資料の28ページをお願い申し上げます。

ここには、入札の日時、指名業者7社、納入期限、これに関しまし

		ては、契約締結の日から平成21年12月15日までとしております。 以上提案説明とさせていただきます。 よろしくお願い申し上げます。
議 長		説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。
	4 番 堂場さん	
4番堂場議員		細かい質問なのですが、8,610,000 円ということで次のページに内訳書が出ていますが、この備品の村の予定価格というのはどれくらいだったのか。
議 長	若園総務課長	
総 務 課 長		憩の家の予定価格ですが、消費税前では 8,709,200 円で予定価格を設定しております。
議 長		他に質疑はありませんか。
	(ありませんの声あり)	
議 長		これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。
	(原案賛成の声あり)	
議 長		これで討論を終わります。 これから議案第 58 号、更別憩の家備品の買入の件を採決いたします。
		本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)	
議 長		異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議 長		日程第 26、議案第 59 号、生ごみ乾燥処理機の買入の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
	岡出村長	
村 長		議案第 59 号、生ごみ乾燥処理機の買入の件でございます。 次のとおり動産を買入するものでございます。
		1、買入の目的、生ごみ乾燥処理機購入のため、リサイクルセンターに設置するものであります。2、買入の方法及び時期、指名競争入札による落札、平成21年12月28日までに取得をしたいということであります。3、動産の品名及び数量、生ごみ乾燥処理機、伊東電機工作所製、I D -500-0- E M、E M仕様、1台、でございます。4、契約金額、14,857,500円、5、契約の相手方、常広市新町西9丁目2番地、株式会社キロコ電気、代表取締役、前原謙慈氏でございます。
		理由といたしまして、財産の取得について、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。
		これにつきましては、資料を提出してございます。

		資料の29ページをお願い申し上げます。
		ここには、入札の日時、指名業者2社、この乾燥機につきましては、特殊なものでございますので、この2社しか指名出来なかったという事情がございます。仕様内容についてはご覧いただきたいと思います。納入期限、これに関しましては、契約締結の日から平成22年1月18日までとしております。
		以上、提案説明とさせていただきます。
		よろしくお願い申し上げます。
議 長		説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。
	4 番 堂場さん	
4番堂場議員		新しく購入するものは1回の処理量が500リットル又は350kgということですが、今まではどの程度だったのか。今までより大きなものですか。
議 長	上田住民生活課長	
住民生活課長		容量については今までと同じでございます。500リットルということとございまして、今までのやり方としては大体週に2回、月にして8回の乾燥、焼却してきたという状況がございます。今回についても同じような形態で機械の更新を目的として設置していくという考え方でございます。
議 長	3 番 菊地さん	
3番菊地議員		今、現在使っているものと処理量が同様である、これからの使い方も今までと同様にという説明をいただいたのですけれども、今使っているものは何年使っているのですか。また今回使用するものは、耐用年数は何年としてお考えでいらっしゃいますか。
議 長	上田住民生活課長	
住民生活課長		今、使っている機械は平成13年に購入して、これは金属ということと5年と一般的に言われております。5年ですけれども、実際は今それ以上使っております。正規の耐用年数からいきますと5年ということになりますけれども、維持管理、保守管理を今、別に業者に委託しまして、毎年維持管理をしているものですから、1年でも延命をかけていきたいということとやっているとございます。
議 長		他に質疑はありませんか。
		(ありませんの声あり)
議 長		これで質疑を終わります。
		これから本案に対する討論を行います。
		討論の発言を許します。
		(原案賛成の声あり)
議 長		これで討論を終わります。
		これから議案第59号、生ごみ乾燥処理機の買入の件を採決いたします。
		本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 議 村	長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。
	長	したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 27、議案第 60 号、スクールバスの買入の件を議題といたします。
	長	提案理由の説明を求めます。 岡出村長 議案第 60 号、スクールバスの買入の件でございます。 次のとおり動産を買入するものでございます。 1、買入の目的、児童の通学のため、2、買入の方法及び時期、指名競争入札による落札、平成22年1月18日までに取得をしたいということであります。3、動産の品名及び数量、スクールバス、日産製、P K G - A P 35 U P G、1台、4、契約金額、22,155,000円、5、契約の相手方、帯広市西21条北1丁目3番12号、日産ディーゼル道東販売、株式会社、代表取締役、金尾浩幸氏でございます。 理由といたしまして、財産の取得について、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。 これにつきましては、資料を提出してございます。 資料の30ページをお願い申し上げます。 ここには、入札の日時、指名業者4社、仕様内容を記載してございますが、それぞれ入札にあたっては、各メーカー毎に仕様内容を示して入札していただいておりますが、ここに記載しているものにつきましては、落札をした日産ディーゼル製のものを示しているということでございます。納入期限、これに関しましては、契約締結の日から平成22年1月18日までとしております。 なお、入れ替えをする車両につきましては、平成5年1月20日に購入した車両でございまして、17年を経過するということでもあります。8月31日の走行距離につきましては、711,000キロになっているということでもあります。平成22年1月20日まで車検がございしますので、それまでに新しい車両を購入するということでもあります。なお、この入れ替えする車両につきましては、従来は下取りということをやってまいりましたけれども、今回は村にて競売の方法を取ってまいりたいと思っているところであります。 以上、提案説明とさせていただきます。 よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。
議	長	(ありませんの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。

		討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 60 号、スクールバスの買入の件を採決いたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって、本案は原案のとおり可決されました 日程第 28、議案第 61 号、平成 21 年度更別村一般会計補正予算(第 4 号)の件を議題といたします 提案理由の説明を求めます。 岡出村長
村	長	議案第 61 号、平成 21 年度更別村一般会計補正予算(第 4 号)の件でございます。 第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 288,523 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,954,574 千円とするものであります。第 2 項及び第 2 条につきましては、お目通し願いたいと存じます。 今回の補正の主なものとしたしましては、国及び道の補助を受けまして、森林整備過疎化再生事業と子育て応援特別手当給付事業を行うものであります。また資料を提出してございますけれども、地域活性化経済緊急対策臨時交付金を活用いたしまして、戸籍の電算化、医療機器の更新、消防のサイレンと除雪機の更新をしてまいるものであります。更に高規格道路の整備とも関連いたしまして、長年の懸案でありました上更別南 14 線明渠排水路の用地測量と用地買収を進め、当地区の排水対策を図るものであります。その他、各事業の執行状況から必要な補正と予算の調整を行うものであります。 詳細につきましては、江本副村長に補足説明をいたさせますので、よろしく願いを申し上げます。 以上、提案説明とさせていただきます。 江本副村長 (議案第 61 号、平成 21 年度更別村一般会計補正予算(第 4 号)の件について、補足説明を行った。)
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。
6 番松橋議員	6 番 松橋さん	3 点程お聞きしたいと思います。 1 つは、減額という大きなものは農協の入札の減ということなので理解度は早いのですが、実は予算立ての時から 3,800,000 千円と、ものすごい額ですねと、結果はすごい下がって 3,200,000 千円弱で、いくら過疎債とは言え、農業者にいただいて非常にありがたいわけですが、村も 150,000 千円出していただいて、

議長
産業課長

それは決まっていない中で、入札が終わって工事が始まって確定したからなのですけれども、若干、大きな額が下がるのが予測は出来ないにしても、これは行政ではなくて農協の問題でしょうけれども、若干違和感を覚えます。村長なり執行者として、その辺についてどのように考えておられるかお聞きしたい。

それともう1点は南14線の水の流れることについては理解しておりますし、私どもも理解はしておりますけれども、実は正式なお話は先般、課長から説明は受けましたけれども、果たして6,882千円程度で、この用地の買収に応じていただけるのかどうかという問題があるのです。農業委員会の単価で積算しているという話は聞きましたが、近隣の人のお話を聞いていますと10年間、私どもは、そこは何も使えないで土を置いて貸していた。なかなか金額はともかくとして非常に難しいことが予想されますが、それが1点と、あと小さなことですが、雇用促進で若干お金が来ていましたが、これは極端に言えば、どういう使い方をするのかお聞きしたいと思います。

五十嵐産業課長

1点目の農協の強い農業づくり事業の関係でございますけれども、当初3,974,880千円の事業費で、これは平成20年度の終わりくらいから詰めてきていたところであります。21年度になって事業の採択になったということでございますけれども、この段階ではまだ農協の方は具体的な設計をつめていく時間がなかったということもありますが、上部機関等と関連した施設等の予算を見ながら3,970,000千円と聞いております。その指令前着手も認められたものですから、6月9日に一部入札を行いまして、7月22日に2段目の入札を行いまして、最終的には3,103,800千円という事業費になったということでございます。これについては支庁、道と入札後の調整をやっておりますが、事務的には特に問題がないということで進めてきているところであります。

それから2点目の南14線の排水路の件ですけれども、何回か期成会でこれまで10年間の経過を見させていただきまして、記録によれば買収する時には農業委員会と土地の値段を参考にしてということでお話がされているということで、今回近傍価格等を参考にしながら予算計上させていただいたところであります。この後、予算が通りますと期成会で臨時総会的なものを開いてお話をして事業を進めていきたいと考えております。

雇用促進の方ですけれども、お金が来ているということでしたが、労働費の歳出の2,693千円については今回、緊急雇用創出推進事業ということで総務課で備品関係の事務をやるということで臨時の方を雇って整理するということが事業費をあげましたけれども、これについても国の20年度の補正、あるいは21年度の補正で雇用対策をなさいたいということで、これまで今年度、当初予算では緑の雇用ということで、林務関係で6か月ですが1人分を当初予算であげて

議長
副 村 長

ございます。2 段目としまして、村有林整備事業ということで 2 人になりますけれども、7 月に補正をさせていただいておりまして、本件で 3 件目になりますが緊急雇用創出推進事業という中で計上したところであります。一応、国、道の補助事業に乗っていくのですが、基準額に対して 100%の補助を受けてやっていくものです。ただ歳入については、今回 2,693 千円に対する歳入は見えてございません。確定後、歳入を補正させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

江本副村長

上更別 14 線の明渠排水路の関係ですが、これにつきましては平成 12 年に春先、融雪水ということで、甚大な被害が出たわけでございます。そんな中で地域からも期成会で要望がありまして、平成 14 年 11 月に掘削をして東 8 号から上更別の国道まで掘ったということでございます。それは高規格の関係もございまして、地域からは早く買収して欲しいという声もありましたけれども、高規格路線が明確になることが 1 つの目処で、今回測量も入っておりますので、14 号の高規格の道路の設計も入っておりますので、今回、来年を予定していたのですが、用地確定が高規格道路もされるということで村が取得して 14 号からの排水路が有利に働けるのではなかろうかという視点でやってございます。その中で農家の皆さんにも是非ご協力いただけるといことをもとに買収をはかっていきたいということでございます。農業委員会の斡旋価格を基準に売買実例の金額で約 4.4 ヘクタールを 10 メートルの幅で買収していきたいということでございますので、是非、地区のご理解も議員の方もひとつよろしくお願いしたいと思います。

議長
6 番松橋議員

6 番 松橋さん

僕は協力しないと言っているのではなくて、現実には 10 年間水が流れなくて今年の大雨で下の方が若干流れたとは聞いていますけれども、どうも文書的に残っているとかが、残っていないとか、約束をしたとか、しないとかということは事務方ではしっかり持っているのでしょうけれども、その地権者なり全員が果たして農業委員会の価格で売却すると同意をされたかどうか、私自身は疑問に思っています。それで若干、期成会の役員になられている方の中でも 10 年間黙って畑を作らないで土を乗せて置いたという補償費はどうなるのかという発言をしていますから、かなり困難が予想されますから、その辺の問題も含んであたってほしいと思っております。その辺の問題がクリアされないとなかなか次に行かないかなという気は若干しています。

それと緊急雇用のことなのですが、僕は先に国が緊急雇用政策を出したということは例えば仕事が出来なくて派遣社員が首になったり、そういう人達が生活が困るから考えるのかなというふうに僕自身は思っていたのですが、今聞くと役場の中で臨時

の方を雇われるのも緊急雇用なのでしょうけれども、考え方にギャップがあるのかなということでお聞きをしたのです。安い金額ですが、それで助かる人がもしいるとすれば、それが優先かなと私は考えます。

それと農協とどういう話し合いで過疎債をあてにして補助金を出されたかはわかりませんが、いくら入札価格が違ってても正規に考えますと、40億円近くの仕事をするのにそれ程違うのかと、いくら説明されても疑問感が沸きます。村と農協との話し合いが何回かあって進まれたのか、その辺はどういう形で予算を出したの詳しい説明が必要だと思っております。

議長
副 村 長

江本副村長

農協の村からの単独で150,000千円を出す趣旨に対する色々なご質問かと思いますが、農協とも話し合いをしておりますし、要請書も来ております。今後、農協が小麦の品種を変えて来年から強い農業づくりということで当初40億円という話がありました。当然半分は国の補助金ですし、半分は農協が負担するということで、自己負担もかなりなものでございますし、そういったものが農家に手数料とかに反映すると緩和も図るという趣旨で150,000千円を予算化して議決をいただいております。それは入札金額が下がったからということではなくて、それは4億円の補助金下がりましたから、それでも17億円位を農協が出していくということになれば、今後農家も大変でしょうし、農協の運営もかなり大変だと、今回色々な農業情勢も悪いことも含めて150,000千円を出していくという趣旨で再答弁をさせていただきたいと思います。それが農家にとっても良い補助金の効果になるように期待して150,000千円を出していくということでございます。減らすとかそういうことは考えておりません。

緊急雇用の関係ですけれども、これは地域経済対策臨時交付金ということで、実際決まって下りてくるのが予算の直前に下りてくるというものもございまして、なかなか今回政権も変わりましたけれども、基金で道が3年間の期限を持ってやっていくということでございます。21年度、更別村は要望して今後22年、23年と出していくということでございます。ただ雇用の関係は更別村におきまして公募してもなかなか来ないという情勢もございまして、その中で事務の備品管理ということで雇用を考えていくということでございます。予算の積算の関係で時間があればいいのですけれども、十分検討されない中で国から下りてくるものですから、そういったことは事情を察して下さい。今後については十分精査して雇用の関係も対処してまいりたいと考えておりますので、是非ご理解下さい。

議長
1 番 赤津議員

1 番 赤津さん

補正予算で4億円の減額で、こういう事例というのは、なかなか更別村の40億円くらいの予算の中で1割くらいがこうなったからという補正予算で減額ということ自体が普通は考えられない。そんな

議
村

長
長

結果が過去にあったのかと 39 億円の時点でお金が国から来ているのですか。そんな甘い程度のものなのか、その辺が納得出来ない。これは村と農協との間にはどんな経過の流れで最初の積み上げ的な分野が出ていたのか、詳しく説明してもらおうとわかるのです。全部、農協がやって村を経由するだけのことなのか。最初から話し合いをしてやっていたものか、その辺がわからないものだから我々もそういう話になっている。ただ、あまりにも金額が大きい。補正で減額で予算規模の 1 割位の補正が減額で、戻さなければならぬというのは、あっちからあなたのあれと合わないから余ったから戻して下さいと言われたのか、当然そういうお金だから戻すという気持ちになっているのか、その辺もわからない。その辺も教えて下さい。

岡出村長

この計画は、農協がきちんと決めて農水省に申請をして補助金が決定してきたということでありまして、概算 40 億円で 20 億円の補助金をつけますということになったわけです。私どもは 20 億円の自己負担というものは大変大きいと捉えていたわけで、なるべく入札でスリムにしていくことが農協にとっても良いことですねという話を何回かさせていただいた経緯があります。その中で村も 150,000 千円は限度として出していこうということで農家の方々の負担も軽減されるということで煮詰まってまいりました。その結果、入札についてはかなり厳密にやられたようでありまして、私どもが入札減になって計画どおりの施設が建つということは大変喜んでいるわけでありまして、これは農家の方々も喜んでいると思うのです。その中で大幅な減額に伴って村の 150,000 千円はどうなのかということなのです。ただ、概算で 32 億円ですから、これは 16 億円は農協が負担することありますから、それを減額することは村全体にとって良いことだろう。150,000 千円のうち 7 割の 105,000 千円は交付税としてバックされる金額でありますので、更別村全体としていかに国の補助金を利用し、有利な交付金を受けて総合的に軽減をはかっているのか考えてこういう措置を取っているわけです。村全体としては負担がなお低くなるということでもありますので、その辺は理解して欲しいと思います。この入札によって 4 億円も下がるということは普段考えられないということなのですけれども、やはりこういう時代でありますので、かなりメーカーの方も努力していただいたということで嬉しく受け止めているところであります。これは春に決めて、現在大幅な減額ということはなかなか一般的に見たらなかなか理解出来ない面があるかと思いますが、これについてはそういう努力があったということを認めてあげないと私は良い方向に動いたと思っているのです。そして村から 150,000 千円、そして国からの交付税のバックを考えると現在の措置は良い方向に向かったと思っているところであります。

議

長

1 番 赤津さん

1 番赤津議員

ただ、当初の計画の中でお金がボンと来て入札が下がったからということが、そんな国の制度が甘かったのかというふうに思わざるを得ないものだから、そのことを指摘しているのです。

議 長
副 村 長

江本副村長

お金は、実際は来ておりません。あくまでも内定通知ということで村は予算計上をしております。今後、通知が来てお金が来るということでもあります。ただ半額が農協と半額が補助金でございますので、かなりの負担になる。金額が大きいですから今回も大幅に4億円くらい減額になったということで形上は悪いですが、村としては数字をもとにやるしかない、予算上の仕組みを理解していただきたいと思います。

議 長
7 番本多議員

7 番 本多さん

戸籍電算化システム導入ということで、今回臨時交付金事業ということで、2年間でこれを行っていくということですが、事業費についてもこの他に事業として出てくるのか。またこの電算化されたことによって、一般の人に対していつからその対応をされるのか。

議 長
副 村 長

江本副村長

これから、この予算が通れば21年度からやりますので、当然作業が間に合いませんので来年度から総体的な経費で33,780千円位かかります。そのうちの17,400千円を今回交付金の対象としてやっていくということでございます。

議 長
7 番本多議員

7 番 本多さん

当初は17,400千円ですけれども、今年は臨時交付金を適用しますが、来年はどうなるのですか。

議 長
副 村 長

江本副村長

来年は定かではありませんけれども、16,300千円位残っております。これは作業的には主に除籍を改製原にしていくということでございます。予算編成はこれからですから、新政権になりましたのでその辺の状況も見ながら考えまいたいということでございます。今のところ交付金については目処が立っておりませんので一般財源、普通交付税で措置していくか、基金を充当するようなことになるのかと思います。

議 長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

これから議案第61号、平成21年度更別村一般会計補正予算(第4号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議	長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
	長	暫時休憩いたします。(14時55分) 休憩前に引き続き会議を開きます。(15時10分)
	長	日程第29、議案第62号、平成21年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村	長	岡出村長 議案第62号、平成21年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件でございます。 第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,989千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ507,393千円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ476千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ378,635千円とするものでございます。第2項についてはお目通しを願います。 事業勘定の歳出から説明させていただきます。 9ページをお願い申し上げます。 款1総務費、33千円の追加であります。項1総務管理費、目2連合会負担金、1千円の追加であります。道国保連の負担金21年度分が確定いたしました。1千円不足いたしましたので、1千円を追加させていただくものであります。項2徴税費、目1賦課徴収費32千円の追加であります。これにつきましては、十勝市町村滞納整理機構の負担金、21年度の負担金が確定いたしまして、国保に関しましては従来101千円予算化してございましたけれども、133千円と確定になりましたので、32千円追加させていただくものであります。ちなみに平成19年度の当機構において徴収となりましたのは、一般会計の村税、国保税と合わせまして550,941円徴収になっているものでありまして、これらの徴収実績に応じてそれぞれ一般会計、国保会計で負担するものであります。 款2保険給付費、項4出産育児諸費、目1出産一時金、400千円の追加であります。条例改正の時に説明を申し上げましたが、今般条例改正によって、1件あたり40千円増となるわけでありまして、10件分、400千円を見たところであります。目2支払手数料、3千円の追加であります。これら出産育児一時金支払事務経費といたしまして3千円を追加させていただくものであります。 10ページ、款5老人保健拠出金、項1老人保健拠出金、目1老人保健医療費拠出金、これにつきましては補正額は0円でございますけれども、国庫補助金につきましては6,128千円を減額し、一般財源へ6,128千円追加して財源振替をするということでございます。これにつきましては、歳入のところで説明をさせていただきたいと思っております。 款9基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金、35,545千円

の追加し積み立てるものでございます。現在 19,335 千円の積立がありますけれども、今回の補正によりまして積立金が 54,880 千円程になるわけでありまして。従来から国保の積立金につきましては、保険給付費の 25%相当を積み立てしなさいというご指導がございまして、この基準でいきますと更別村は 63,000 千円程積立金を持っていないといけないのでありますけれども、今般の積立によって近づいたということでございます。

款 10 諸支出金、3,008 千円を追加するものであります。項 1 償還金及び還付加算金、目 5 高額療養費特別支給金につきましては、50 千円の追加であります。これにつきましては、高額療養費特別支給金として 50 千円を追加させていただくものでございます。

項 3 過年度過誤納還付金、目 1 過年度過誤納還付金につきましては、2,958 千円の追加であります。平成 20 年度の国保療養給付費の負担金につきましては、概算で来るわけでありまして、平成 20 年度の医療費の精算を行った結果、国保療養給付費につきましては、1,509,769 円、退職者医療につきましては 1,448,675 円が超過交付となつてございまして、今般、戻すということでございます。

次に 7 ページをご覧くださいと思います。

歳入でございしますが、款 1 国民健康保険税、項 1 国民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税につきましては、13,703 千円を追加させていただくものであります。一般会計でも村税の伸びを示してございまして、平成 20 年度の所得が 4 割程増加となつてございまして、これに伴う 13,703 千円が国保税の増加となるものであります。内訳といたしましては、医療給付費分現年課税分として 9,879 千円、後期高齢者支援金分現年課税分として 1,736 千円、介護納付金分現年課税分として 2,088 千円追加となつてございます。

款 3 国庫支出金につきましては、6,078 千円の減となります。項 1 国庫負担金、目 1 療養給付費等負担金 6,128 千円が減額でございしますが、この療養給付費の精算につきましては、2 年後に正式に精算となるわけでありまして、平成 19 年度分の老人保健医療費拠出金が多すぎたために今般、国庫負担金が減額となるものであります。

項 2 国庫補助金、目 1 財政調整基金交付金、50 千円の追加であります。これにつきましては、高額療養費特別支給分として追加されるものであります。

款 9 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、166 千円、これにつきましては、先程、歳出のところで 400 千円追加させていただきましたが、400 千円のうち、2 分の 1 が国から補てんされまして、その残りの 3 分の 2 につきましては、一般で補てんするということであります。従って 133 千円、ルールにしたがって一般会計から繰入れをするということでございます。

8 ページ、4 のその他一般会計繰入金として、事務対象分として 33 千円追加するものであります。

款 10 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金 12,557 千円、これは前年度繰越金、全額補正させていただくものであります。

款 11 諸収入、項 2 雑入、目 1 雑入、18,641 千円、これにつきましては、先程申し上げましたけれども、19 年度分の老人保健医療費拠出金につきましては、村の方から払いすぎておりましたので、18,026 千円戻ってくるということでありまして、介護従事者処遇改善臨時特例交付金 415 千円、今般追加となってきたわけでありまして、出産育児一時金補助金につきましては 200 千円の追加であります。400 千円の 2 分の 1 補助金として来るわけでありましてけれども、この雑入でみたというのは国からの指示で、ここに計上させていただいたものであります。

次に診療施設勘定、歳出、15 ページをお願い申し上げます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、448 千円の追加であります。内容といたしましては、施設管理用備品購入につきましては、今般、除菌のロッカーを追加するということで、141 千円、来年の 4 月からレセプト請求がオンライン化となりますために、電話架設料 50 千円、手数料 5 千円、事務用備品の購入といたしましては、レセプトオンライン化に伴いまして、諸機材の整備が必要ということで 252 千円追加とさせていただくものであります。

款 2 医業費、項 1 医業費、目 5 医療用機械器具費、28 千円の追加でございますが、事業用備品購入費となっておりますが、新型インフルエンザの対応をしていかなければならないということでございまして、マスクをしてこられない方に、マスクをそこで買っていただく、そのためにマスクの自動販売機の購入を計画してございますが、これが 100 千円程かかるわけでありまして、執行残がございしますので、28 千円追加をさせていただいて自動販売機を整備するものであります。

次に歳入、14 ページをお願い申し上げます

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、473 千円の追加であります。これにつきましては、財源補てん分として、一般会計から繰入れするものであります。

款 5 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、3 千円の追加であります。これは前年度繰越金でございます。

以上、提案説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

議	長	(原案賛成の声あり) これで討論を終わります。 これから議案第 62 号、平成 21 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって、本案は原案のとおり可決されました。
	長	日程第 30、議案第 63 号、平成 21 年度更別村老人保健医療事業特別会計補正予算(第 1 号)の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村	長	岡出村長 議案第 63 号、平成 21 年度更別村老人保健医療事業特別会計補正予算(第 1 号)の件でございます。 第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 84 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,226 千円とするものでございます。第 2 項については、お目通しを願います。 歳出、6 ページをお願い申し上げます。 款 3 諸支出金、項 1 過年度過誤納還付金、目 1 過年度過誤納還付金、84 千円の追加でございます。平成 20 年度分の支払基金交付金につきまして、精算により 84 千円超過していたということでございまして、84 千円追加のための補正をお願いするものであります。 次に歳入でございますが、5 ページをお願い申し上げます。 款 5 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、83 千円追加であります。これは前年度繰越金でございます。 款 6 諸収入、項 2 雑入、目 3 雑入、1 千円を追加させていただくものであります。 以上、提案説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。
議	長	これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 63 号、平成 21 年度更別村老人保健医療事業特別会計補正予算(第 1 号)の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって、本案は原案のとおり可決されました
		日程第 31、議案第 64 号、平成 21 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。
		提案理由の説明を求めます。
村	長	岡出村長
		議案第64号、平成21年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の件でございます。
		第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,122千円とするものでございます。第2項については、お目通しを願います。
		歳出、6ページをお願い申し上げます。
		款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、46千円の追加でございます。これにつきましては、平成20年10月から保険料の納入方法について、選択制が導入されて、更に今年の4月からは、なお弾力化がはかられたところでございまして、その周知のための経費の追加でございます。特に特別徴収者への周知といたしまして、郵便料12千円の追加、更には広報に載せます負担金として34千円追加するものであります。これらにつきましては歳入で説明申し上げますが、全額補助金で賄われるものでございます。
		款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金、86千円の追加であります。これにつきましては、広域連合納付金、21年度分の納付金が確定されまして、86千円不足ということでございますので、追加をさせていただきますものであります。
		続きまして、歳入 5 ページをお願い申し上げます。
		款 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料、68 千円の追加であります。目 1 特別徴収保険料、3,578 千円の減、目 2 普通徴収保険料、3,646 千円の増ということでございます。それぞれ、特別徴収保険料につきましては、当初 6 割程度見込んでございまして、普通徴収保険料につきましては、4 割を見込んでいたわけですが、実際、実施いたしましたところ、特別徴収保険料につきましては 46%、普通徴収保険料については 54%となっているところでございまして、科目の入れ替えをするということでございます。
		款 3 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、18 千円、これにつきましては前年度繰越金でございます。
		款 5 広域連合支出金、項 1 広域連合交付金、目 1 後期高齢者医療特別対策交付金、46 千円、これにつきましては、制度周知のための経費に全額交付されるものでございます。
議	長	以上、説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。
		説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

議	長	(ありませんの声あり)
		質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		これから本案に対する討論を行います。
議	長	討論の発言を許します。
		(原案賛成の声あり)
		これで討論を終わります。
		これから議案第 64 号、平成 21 年度更別村後期高齢者医療事業
議	長	特別会計補正予算(第 1 号)の件を採決いたします。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
		異議なしと認めます。
議	長	したがって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第 32、議案第 65 号、平成 21 年度更別村介護保険事業特別会
		計補正予算(第 1 号)の件を議題といたします。
		提案理由の説明を求めます。
村	長	岡出村長
		議案第 65 号、平成 21 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算
		(第 1 号)の件でございます。
		第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,679
		千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 307,071 千
		円とするものでございます。
		第 2 項については、お目通しを願います。
		歳出、6 ページをお願い申し上げます。
		款1総務費、総体では0円の補正でございますが、内容といたしま
		しては、項1総務管理費、目1一般管理費で18千円の追加、これにつ
		きましては、共同電算処理手数料、高額療養に係る分が新たに発生
		いたしました。18千円を追加させていただくものであります。項3介

		今般 2,891 千円返すということになりましたので、予算化をさせていただきます。 続きまして歳入の 5 ページをお願い申し上げます。 款 8 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、5,679 千円の追加であります。これにつきましては前年度繰越金となっております。 以上、提案説明とさせていただきます。 よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 65 号、平成 21 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 33、意見書案第 11 号、道路の整備に関する意見書の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 3 番 菊地さん
3 番菊地議員		道路の整備に関する意見書の提案理由を申し上げます。 内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。 道民の移動や物資の輸送の大半は自動車交通に依存しており、道路は生活と経済・社会活動を支える最も重要な社会基盤です。 また、冬期の厳しい気象条件に加え、多発する交通事故、自然災害時の交通障害や老朽化する道路施設など、道路を取り巻く課題があり高規格幹線道路、市町村道の計画的・体系的整備は是非とも必要です。 特に、高規格幹線道路ネットワークの早期形成は、圏域間の交流・連携の強化による地域経済の活性化、道民の命にかかわる救急搬送や災害対応といった安全で安心な生活を確保する上で不可欠です。 今後の道路整備は、国、地方の適切な役割分担のもと必要な予算を確保するとともに、従来を超えるスピードで推進することを求め、別紙意見書を、松橋議員の賛成を得て提出するものです。 ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます提案の理由といたします。

議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。
		(原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから意見書案第 11 号、道路の整備に関する意見書の件を採決 いたします。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、意見書案第 11 号は原案のとおり可決されました。 おはかりいたします。 議事の都合により 9 月 11 日から 9 月 16 日までの 6 日間休会いた したいと思います。
		これに異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、9 月 11 日から 9 月 16 日まで 6 日間休会することに決 定しました。 以上で本日の日程は全部終了いたしました。 本日は、これをもって、散会いたします。

(1 5 時 4 5 分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 21 年 9 月 10 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 本 多 芳 宏

同 議員 赤 津 寛一郎